

政府の **物価高対応子育て応援手当** のご案内

対象児童1人につき2万円を1回限りで支給します！

■はじめに・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注) **公務員等については申請が必要です**。申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。

桜井市
保育教育課

① 手当のご案内を送付します。

② 希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ、市ホームページの届出書を返送してください。

③ 児童手当受給口座等へ振り込みます。

注) 裏面の「6」の方は申請書を提出ください。

子育て
世帯

申請が必要な方
公務員や新生児等

1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

- (1) **令和7年9月分(※)**の児童手当の支給対象児童(※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の**児童手当受給者**、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**(1回限り)です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

桜井市では2月下旬から順次支給を開始します。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

注) 裏面「6」の方については申請が必要なため、支給時期が異なります。

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時(※)の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます(※令和7年9月に出生した児童は12月支給時)。

(2) 申請を行った保護者(「6」の対象者)

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、必ず裏面の桜井市役所保育教育課)にご連絡ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者（令和8年1月30日までに桜井市に児童手当の申請を完了した場合は申請不要です。）
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

～公務員の方へ～

令和7年9月分の児童手当受給者の公務員の方は、所属庁から児童手当の受給者であることを証明した申請書が交付されます。交付された申請書に必要な事項をご記入のうえ、令和7年9月30日時点における住所地の市区町村（令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者は当該児童手当の認定を行った時点における住所地の市区町村）へ提出してください。

申請期限がありますので、申請書が交付された後、速やかに申請方法等について申請先の市区町村のホームページ等を確認し、申請してください。

（桜井市における申請期間等は下記のとおりです）

受付窓口：桜井市役所 保育教育課（桜井市役所 1階 9番窓口）

申請期限日：**令和8年3月31日（火）（必着）**

※令和8年3月に出生した児童に係る申請について、申請期限は**令和8年4月30日（木）（必着）**となります。

7. こんなときはどうなるの？

■ 引っ越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引っ越し前の市町村にお問い合わせください。

■ DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先（桜井市役所）

桜井市役所 保育教育課 手当係

電話：0744(42)9111

（内線2211、2212）

（受付時間：平日8:30～17:15）

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター

電話：0120-252-071

（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに桜井市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません**。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。